国立大学法人鹿屋体育大学学長選考について（公示）

令和８年１１月２日
国立大学法人鹿屋体育大学
学長選考・監察会議　公示第１号

このたび、国立大学法人鹿屋体育大学は、次期学長候補者を選考するため、下記のとおり学長選考を行いますので公示します。

記

１．学長選考手続の概要

（１）国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議（経営協議会の学外委員６名と教育研究評議会評議員６名で構成。以下「選考会議」という。）が、「公募（応募又は推薦）」により広く学長候補者を募り、書類審査及び面接審査、学内者の意向聴取を参考に学長候補者１名を選考し、文部科学大臣に申し出ることにより、学長の任命を受ける。

（２）学長選考手続は、学長選考規則その他の学内規則の定めに従って行う。

２．学長選考を行う理由

令和１０年３月３１日をもって現学長の任期が満了するため。

３．学長選考基準

人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、選考会議が定めた「国立大学法人鹿屋体育大学長に求められる学長像（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）（別紙）」を満たす者

４．学長の任期

学長の任期は、令和１０年４月１日から６年とする。（再任不可）

５．学長選考の方法及び日程等

（１）学長候補者の募集は公募とし、応募又は推薦によるものとする。

ア）応募

・応募の期間は、公示の日から令和８年１２月１７日（木）までとする。
・応募しようとする者は、次の書類（別添様式第１号）を作成し、締切日必着で提出しなければならない。
　①学長候補者応募届出書
　②履歴書
　③業績概要
　④所信表明書
　⑤応募者推薦書
※応募者推薦書の推薦者３名は、大学等で教育研究等に従事している方若しくは従事していた方又は体育大学の特性を熟知している方に限る。

イ）推薦

・推薦による場合は、公示の日に本学に在職する投票資格者（下記（６）に記載する本学内の投票資格者をいう。）及び経営協議会の学外委員が、３名の連署をもって１名の者を推薦できる。この場合、あらかじめ本人の承諾を得るものとする。
・推薦の期間は、公示の日から令和８年１２月１７日（木）までとする。

・推薦しようとする者は、学長候補者について次の書類（別添様式第２号）を作成し、締切日必着で提出しなければならない。
①学長候補者推薦届出書
②履歴書
③業績概要
④所信表明書

（２）選考会議は、公募（応募又は推薦）期間終了後、速やかに応募者及び被推薦者の氏名、所属を投票資格者の閲覧に供する。

（３）第１次審査（書類審査）
・令和９年１月２６日（火）開催の選考会議において、応募者及び推薦者から提出された書類を審査し、選考会議が定めた「国立大学法人鹿屋体育大学長に求められる学長像（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）（別紙）」に照らし合わせて総合的に判断し、５名以内の者を第１次学長候補者として選考する。
・選考会議は、応募者、被推薦者及び推薦者に対し、当該応募者又は被推薦者に係る選考結果を通知する。
・選考会議は、第１次学長候補者の氏名、所属を学内に公表するとともに、投票資格者の閲覧に供する。

（４）第２次審査（面接審査）
・令和９年２月１７日（水）開催の選考会議において、第１次学長候補者に対し面接を行い、選考会議が定めた「国立大学法人鹿屋体育大学長に求められる学長像（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）（別紙）」に照らし合わせて総合的に判断し、３名以内の者を第２次学長候補者として選考する。
・選考会議は、第１次学長候補者及び推薦者に対し、当該応募者に係る選考結果を通知する。
・選考会議は、第２次学長候補者の氏名、所属と学長選考応募者の人数を学内に公表する。
・選考会議は、第２次学長候補者から提出された次の公募時必要書類を投票資格者の閲覧に供する。
ア）応募　①学長候補者応募届出書　②履歴書　③業績概要　④所信表明書
⑤応募者推薦書
イ）推薦　①学長候補者推薦届出書　②履歴書　③業績概要　④所信表明書
・面接時間は概ね 60 分程度とし、冒頭約 10 分間を候補者による所信表明演説の時間とする。演説に用いる投影資料及び配布資料を令和９年２月１２日（金）17 時までに提出先（下記７（１）に記載する提出先をいう）にメールにて提出すること。なお、配布資料はＡ４判４ページ以内とする。
・面接審査を行う場所までの旅費は、第１次学長候補者の自己負担とする。

（５）意見表明
・選考会議は、第２次学長候補者に対し、学内意向聴取の投票資格者を対象にした意見表明を行う機会を設ける。
意見表明期日　令和９年３月２日（火）
・意見表明時には、候補者による手持ち資料、配付資料の持参及びパワーポイント等による説明を認める。
・意見表明を行う場所までの旅費は、第２次学長候補者の自己負担とする。

（６）学内者の意向聴取（意向投票）

・令和９年３月１８日（木）に第２次学長候補者について投票を行う。

・投票資格者は、公示の日に本学に在職し、意向投票の日において引き続き在職している次に掲げる者とする。

ア）専任の教授、准教授、講師及び助教

イ）事務局次長、課長、室長及び副課長

ウ）役員（監事を除く。）

（７）学長候補者の選考・決定

・令和９年３月１９日（金）開催の選考会議において、学長候補者を決定し、速やかに公示する。

６．次期学長候補者決定後のスケジュール

・令和９年４月から、第５期中期目標・中期計画案を作成する会議等に参画していただきます。

７．公募時必要書類提出先及び問合せ先等

（１）公募時必要書類提出先及び問合せ先

国立大学法人鹿屋体育大学総務課総務係

住　所：〒891-2393　鹿児島県鹿屋市白水町１番地

TEL:0994-46-4815　FAX:0994-46-2831　Eメール:soumu@nifs-k.ac.jp

（２）公募時必要書類の提出方法

公募時必要書類に封緘のうえ、上記提出先に持参するか、「学長選考公募時必要書類在中」と朱書きの上、書留又は簡易書留にて郵送してください。

（３）書類の受理について

公募時必要書類は、学長選考手続管理委員会が確認を行った後、「受理」等の通知をします。ただし、書類に不備が認められる場合や公募期間外については「受理」をしません。

（４）公募（応募又は推薦）期間等

①公募期間

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１７日（木）

（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）」に規定する休日を除く）

②受付時間

持参：９：００～１２：００及び１３：００～１７：００

郵送：令和８年１２月１７日（木）１７：００（必着）

８．参考

○国立大学法人鹿屋体育大学における学長選考関係規則等

・国立大学法人鹿屋体育大学第４期中期目標・中期計画

・国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則

・国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則

・国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則施行細則

・国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則

・国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則

・国立大学法人鹿屋体育大学学長選考手続管理委員会規則

国立大学法人鹿屋体育大学における学長選考日程

１．学長候補者の公募（応募又は推薦）

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１７日（木）

２．第１次審査（書類審査）

令和９年１月２６日（火）

３．第２次審査（面接審査）

令和９年２月１７日（水）

４．意見表明

令和９年３月２日（火）

５．学内者の意向投票

令和９年３月１８日（木）

６．学長候補者の選考・決定

令和９年３月１９日（金）

７．次期学長就任日

令和１０年４月１日（土）